

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

## 目次

### ◆告示

字の区域の変更

青少年に有害な図書類の指定

土地改良法による換地処分

保安林の指定予定

土地収用法による土地の立入り

県道の区域の決定

県道の供用の開始

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

### ◆公告

高圧ガス製造保安責任者試験の実施

クリーニング師試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第七百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による黒谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年八月一日現在の地番による。）
大字山口字黒谷	大字山口字黒谷のうち二五八の一の一部、二五九の一の一部、二五九の二の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二の一部、二七四の一部、二七五、二七六の一の一部、二七六の二の一部、二七九、二八一の一部、二八二、二八三の一の一部、二八三の二の一部、二八四、二八五の一の一部、二八六の一の一部、二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山口字黒谷奥二九四の一部、二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字中黒谷四二九の二の一部並びに大字山口字黒谷坂ノ下四三一の三の一部
大字山口字黒谷奥	大字山口字黒谷奥のうち二九三から二九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山口字黒谷二八七の一の一部、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字黒谷西平ラ三四九の二、三五〇の二、

	三五一の二、三五二の二及び三五二の三、大字山口字黒谷ノ内畑谷三五四の二、三五四の三、三五四の九及び三五四の一一から三五四の一二まで、大字山口字山梅ノ木三五五の三及び三五六の三並びに大字山口字梅木谷三五七の一二の一部
大字山口字黒谷西平ラ	大字山口字黒谷西平ラのうち三四九の二、三五〇の二、三五一の二、三五二の二及び三五二の三以外の区域
大字山口字黒谷ノ内畑谷	大字山口字黒谷ノ内畑谷のうち三五四の二、三五四の三、三五四の九及び三五四の一一から三五四の一二まで以外の区域
大字山口字山梅ノ木	大字山口字山梅ノ木のうち三五五の三及び三五六の三以外の区域
大字山口字梅木谷	大字山口字梅木谷のうち三五七の一二及び三五七の一二以外の区域
大字山口字梅ノ木	大字山口字梅ノ木のうち三七七の一、三七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三七六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山口字小梅ノ木	大字山口字小梅ノ木のうち三九〇の一、三九〇の二、三九一の一から三九一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山口字梅ノ木口	大字山口字梅ノ木口のうち三九二の二及び三九三の二以外の区域
大字山口字中黒谷	大字山口字中黒谷のうち四二九の二の一部以外の区域、大字山口字黒谷二五八の二の一部、二五九の二の一部、二

	五九の二の一部、二六〇の二の一部、二六〇の二の一部、二七四の一部、二七五、二七六の二の一部、二七六の二の一部、二七九、二八一の一部、二八二、二八三の二の一部、二八三の二の一部、二八四、二八五の二の一部、二八六の一部、二八七の二の一部、二八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字黒谷奥二九三から二九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字梅木谷三五七の二の一部及び三五七の三、大字山口字梅ノ木三七七の一、三七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三七六と一体をなす国有地の一部、大字山口字小梅ノ木三九〇の一、三九〇の二、三九一の二から三九一の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字梅ノ木口三九二の二及び三九三の二、大字山口字黒谷坂ノ下四三一の三の一部及び四三一の四並びに大字山口字堤谷六〇八の二、六〇九の三、六一〇の二、六一〇の四、六一〇の六から六一〇の一〇まで、六一一の二、六一一の三、六一一の四及び六一一の三
大字山口字黒谷坂ノ下	大字山口字黒谷坂ノ下のうち四三一の三及び四三一の四以外の区域
大字山口字堤谷	大字山口字堤谷のうち六〇八の二、六〇九の二、六一〇の二、六一〇の四、六一〇の六から六一〇の一〇まで、六一一の二、六一一の三及び六一一の三以外の区域

鳥取県告示第七百八十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な団書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年九月九日

農 取 県 知 事 西 辰 田 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題	号			
1125	雑誌その他 の刊行物	快楽実話告白 快楽実話告白 犯人シリーズ美人秘書編2	制服大専科 制服に隠した淫 らな胸部	ZD-10-C	Do 企画	鶴土曜出版新社
1126	"	犯人シリーズ美人秘書編2	犯人秘 美人秘	DH-ネ2	Do 企画	
1127	"	IN MOTION イン・モーション		DH-ヨ3	office JET	
1128	"	裸足の少女 欲しがるクレス	セクシー・トール	SD-10-C	Do 企画	鶴土曜出版新社
1129	"	女十女・「局密」 ふたりの「秘密」	秘めつり集 さしあげます	DH-ネ0	Do 企画	
1130	"	おちこみ 哀歌		DH-ネ7	Do 企画	トリス出版
1131	"	スクラブル SCRAMBLE	VOL.5 いま、獣の衝動が女 体を抹る	SC-10-C	Do 企画	土曜出版新社
1132	"	スクリーン SCREEN	変態性器 第七巻第十号	SK-10-C	Do 企画	トライビジョン
1133	"	濡れた花びら あなたが好きよ	80少女カタログ	DH-ネ8	Do 企画	
1134	"	FLASH FLASH	VOL.2 奇想天外 SEX テクニク	FC-10-C	Do 企画	土曜出版新社
1135	"	ピンク特報 ピンク特報	Volume.39 少女 ちぎれる程イイ	PT-10-C	Do 企画	トリス出版
1136	"	コレクター コレクター	バックから犯して	CO-10-C	Do 企画	海鳴書房
1137	"	SEX 大学対抗	淫写キヤンパスのギヤル VOL. II 駒沢大学	DH-ネ1	Do 企画	トリス出版
1138	"	Strawberry Kiss		DH-リ4	office JET	
1139	"	ADULT CINEMA		AD-10-C	Do 企画	海鳴書房
1140	"	「洗濯屋ケンちゃん」		DH-ネ9	Do 企画	トリス出版
1141	"	放尿オシッコ LADY		DH-ネ4	Do 企画	
1142	"	EVE イヴ	⑧ スポット EVE イヴ・5号 秘写男女交採現場	EY-10-C	Do 企画	トリス出版
1143	"	特写最前線 特写最前線	ナンパ大作戦 射撃満足	TA-10-C	Do 企画	トリス出版
1144	"	クリちゃん通信	堂券 第1巻10号通巻5号	CC-10-C	Do 企画	鶴土曜出版社
1145	"	ギヤルトピア ギヤルトピア	よろしく/タッチ・ 秘肉愛奴	TP-10-C	Do 企画	鶴土曜出版社
1146	"	PINKBOX PINKBOX	ザ・ライブ LIVE	D-10-C	Do 企画	土曜出版新社
1147	"	ALICE ALICE	スベシヤル 第2巻第10号 通巻38号 四の玉の言わずにさっさとイカせて	AS-10-C	Do 企画	トリス出版
1148	"	シェイプ シェイプ	姦淫挿入 第七巻第五号	SE-10-C	Do 企画	トライビジョン
1149	"	HOW TO HOW TO	オナニー MILD たべごろ少女	DH-ネ5	Do 企画	
1150	"	弾姦 まゆみの涙		DH-ネ2	Do 企画	
1151	"	POP JACK POP JACK	ジャック	DH-リ3	office JET	
1152	"	TAPE MAGAZINE EROS&MUSIC	VOL.12 テープマガジン	MT-10-C	Do 企画	トリス出版

1153	雑誌その他 の刊行物	男根玉吸い 尻持ち良くして	DH- E2	トリス出版
1154	録音テープ	ATPE XIGS SEXY PACK45+a 潜入敢行 / 女子寮午前0時 VOL.2	GT- 10-C	海鳴書房
1155	雑誌その他 の刊行物	BODY ATTACK ボディ アタック	DH- E1	office JET
1156	"	ワレタ親き VOL.12 女ぶら	DH- E0	Do 企画
1157	"	なめこすり 強・制・恋・愛	DH- E1	徳アリス出版
1158	"	女子大生乱交挿入	DH- E4	セイント企画
1159	"	君はキラキラ	051.A.037	徳明和出版
1160	"	テクジョン VIDEO RORO 9月号増刊09738- ピンクビデオクワイマックス特集	雑誌 — 9/5	辰巳出版株式会社
1161	"	復刻・幻の地下発禁艶本	DH- E3	アリス出版
1162	"	SEXY 大学対抗盗撮 GALS (禁人娘・私が脱ぐ)	DG- E5	アリス出版
1163	"	SEXY EYES No.8 妖女淫姿 第1巻8号通巻3号	SI- E1-C	徳アツプル社
1164	"	ビニール木ギヤルズ 6人の女友達	RI- 10-C	キョウドウ
1165	"	激白マダガジン 濃厚オゾン挿入 激白マダガジン 第1巻第5号	GM- 10-C	徳ビケン

鳥取県告示第七百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において  
準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土

地改良事業に係る黒谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

米子市日原字山ノ越二九三の三・西伯郡西伯町大字鴨部字古城一五六〇(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、米子市日原字山ノ越二九三の四

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字切塞奥一二七三の一(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東郷町大字佐美字清水六六の四・三朝町大字福本字ツムギ二

の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、東郷町大字

佐美字知坂一一の一、一一の一〇、三朝町大字笏賀字大笏賀二八

一、三〇七、字奈良路谷四七七の一、四七七の二、四七九の一、四七

九の二、大字穴鴨字桂谷一三七六の一、大字小河内字天ヶ谷一一七四、

一一八二、大字大谷字大峯七二八の一六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに米子市役所、西伯町役場、東郷町役場及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線新大呂支線新設工事及び芦津支線区間変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

智頭町大字大呂及び大字西野地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十八年九月九日から昭和五十九年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
福部鳥取線	鳥取市吉方温泉四丁目七三二―二地 先から同市吉方三七九―六地先まで	七・七五 一三・五	九八・〇

鳥取県告示第七百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間	使用開始の期日
福部鳥取線	鳥取市吉方温泉四丁目七三二―二地 先から同市吉方三七九―六地先まで	昭和五十八年九月十二日

鳥取県告示第七百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用  
する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下  
水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項  
において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計  
画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、  
昭和58年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和58年9月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 期日 昭和58年11月27日（日）
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂  
米子市二本木1350番地 鳥取県消防学校
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通 常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
乙種機械責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
高圧ガスの製造に必要な機械に関する通		10時45分から

丙種化学責任者 免状に係る試験	常の保安管理の技術	12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時00分から 15時00分まで
第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用 化学及び基礎的な機械工学（特別試験科 目を申請した者にあつては、高圧ガスの 製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎 的な機械工学）	13時00分から 15時00分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通 常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な応用化学及び機械工学	13時00分から 15時00分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで

備考 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会各支部、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備え付けである所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,800円

丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和58年9月20日（火）から同月30日（金）まで（郵送の場合は、昭和58年9月30日までの消印があるものは、有効とする。）

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者とその旨を通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（0857-26-7065）に問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和58年9月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	昭和58年10月21日（金） 午前10時から正午まで	鳥取市南吉方一丁目71番地2 鳥取県理容美容高等専修学校
実地試験	昭和58年10月21日（金） 午後1時から	

2 受験資格



学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

## 3 試験科目

## (1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

## (2) 実地試験

ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別、洗濯物の仕分）

イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き、アイロン仕上げ）

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真（手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

エ 受験資格を有することを証明する書類

## (2) 受験願書の提出先

ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取市東門一丁目220番地（郵便番号680）鳥取県衛生環境部衛生課

## (3) 受験願書の提出期間

昭和58年9月16日から同月30日まで。（郵送の場合は、9月30日ま

での消印があるものは、有効とする。）

## 5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 6,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

## 6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ（綿の混入率が、35パーセント以上のものに限る。）

## 7 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857—26—7187）に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはった返信用封筒を同封すること。